

熊本フェア in 台湾 参加事業者募集要項

熊本市は、「台湾への食の販路拡大事業」の一環として、台湾の小売店において、熊本の農水産物及び加工品を販売するブースを設置して熊本フェアを開催いたします。つきましては、出展される参加事業者を募集いたします。

<ポイント>

- 台湾の小売店において、エンドユーザー向けに実売することにより自社商品の実勢価格や販売方法を試し、商品実績を作ることができる。
- 輸出入費用、関税から現地到着時の価格を算出して、バイヤー向け現地お渡し価格とエンドユーザー価格を把握することが可能。（現地販売による販売機会の提供ではなく、台湾向け輸出のマーケティングを目的とする）
- 熊本フェア出展に係る費用は不要。ただし、輸出準備や輸送コスト、現地渡航費等の諸費用は事業者負担とする。
- 熊本フェア出展にむけて、国内輸出商社が台湾でセールスレップ（営業代行）を実施し、現地での販路拡大に繋がる機会を設ける。

1. 台湾における熊本フェアの概要

(1) 実施期間

令和9年(2027)1月下旬～2月下旬 ※2～3日程度（予定）

(2) 実施場所

台湾の小売店

(3) 取引条件

委託販売又は買取販売

(4) 出展費用

詳細は後述

(5) 募集企業数

申し込み状況に応じ、選考のうえ、決定

(6) 申込〆切

令和8年(2026年)10月7日(水)

(7) 熊本フェアの運営事業者

会社名：国分九州株式会社

2. 出展対象

以下の条件を満たす熊本県内の事業者を対象とします。

- (1) 熊本県産の食品を取り扱う事業者及び、台湾への販路拡大を目指している事業者（台湾への輸出経験は問わない）
- (2) 食品の輸出に必要な基準や規制を遵守できる事業者
- (3) 食品売場で販売に適した食品を取り扱う事業者
例：青果物、水産加工品、菓子、酒類、調味料、飲料、その他加工食品など
- (4) 熊本フェアの運営事業者を通して販売可能な事業者
現地での販売価格は、輸送コストなど明らかにしたうえで、参加者と熊本フェアの運営事業者で協議しながら適正価格を算出
- (5) 冷凍品及び冷蔵品については、熊本フェアの運営事業者が指定する商品ラベル及びケースマークを各商品に貼付できる事業者
- (6) その他、詳細については参加事業者決定後、別途ご案内予定

<注意事項>

- 加工品は、原則として賞味期限が6か月以上のものとします。これより短い場合は別途ご相談ください。
- 商品の採否は、台湾側の食品添加物規制等、各種条件を確認の上、最終決定します。
- 台湾側が定めるラベル表示や栄養成分表示のルールにより、商品によっては成分表示対応のための検査等、放射能検査、衛生証明書取得等を実施いただく必要があります。

（参考：JETRO 日本からの輸出に関する制度/台湾）

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/exportguide/>

3. 申込方法

以下の書類を記入のうえ、電子メールにて提出してください。

- 出展申込書
- 事業者概要（様式自由、会社案内等をご提出ください）
- FCP シート

※既存で作成したものがあれば使用可

※エクセルデータのまま送付すること

<送付先>

熊本フェア事務局

肥後銀行 国際ビジネス支援部 市村宛

Email：kokusai@higobank.co.jp

4. 選考方法

FCP シートの内容を踏まえて選考を行います。

5. 結果通知

令和 8 年（2026 年）10 月 30 日（金）までに、応募者全員に結果を通知いたします。

6. 費用負担等

(1) 熊本市が支援する費用

- 熊本フェアの実施に要する費用
- 会場での販売促進経費（会場装飾等）
- 会場での熊本フェアスタッフの人件費（熊本市が手配するものに限る）

(2) 参加者が負担する費用

- 上記(1)以外の費用

7. 熊本フェア実施までのスケジュール

令和 8 年(2026 年)10 月 7 日	参加申込〆切
令和 8 年(2026 年)10 月下旬	書面審査
令和 8 年(2026 年)10 月 30 日	結果通知
令和 8 年(2026 年)11 月下旬	国内商社と事前商談
令和 8 年(2026 年)12 月	国内倉庫に商品を集約後、輸出
令和 9 年(2027 年)1 月下旬～2 月下旬	熊本フェア実施

8. 注意事項

- (1) 販売スペースの配置は、熊本フェア運営事業者が決定します。
- (2) 書面審査及び事前商談を通過した商品を台湾の小売店にてテスト販売いたします。
- (3) 応募書類の内容に虚偽があった場合、出展を取り消すことがあります。
- (4) 本市は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展事業者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本市は、市の責に帰すことができない事由による出展者とバイヤー間のトラブルについて、一切の責任を負わないものとします。

- (6) 本市は、市の責に帰すことができない事由により熊本フェアが中止または中断された場合、これにより出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (7) 熊本フェア実施期間中は、熊本フェア運営事業者及び市の指示に従っていただきます。
- (8) 出展決定後にキャンセルされた場合は、やむを得ない場合を除き、本市が開催準備のために支出した経費の実費を負担していただくことがあります。
- (9) 本市は、出品商品等に係る知的財産権に関するトラブルが発生した場合、一切責任を負わないものとします。出展事業者は必要に応じて自己責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

9. 申込・問合わせ先

肥後銀行 国際ビジネス支援部

担 当：市村、小浦

住 所：〒860-8615 熊本市中央区練兵町 1 番地

電 話：096-326-8676

Email：kokusai@higobank.co.jp